

産業廃棄物の種類

別表 1

平成 27 年 4 月 1 日現在

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭殻、廃カス、焼却残灰、炉清掃掃出物等
	(2)汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状物及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状物で、有機性及び無機性の全てのもの
	(3)廃油	グリス（潤滑油）、大豆油等、鉱物性及び動植物油脂にかかる全ての廃油
	(4)廃酸	廃写真定着液、廃金属石けん液等、有機性無機性を問わず全ての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液等、有機性無機性を問わず全てのアルカリ性液
	(6)廃プラスチック	発泡スチロールくず、合成繊維くず等、固形状液状を問わず全ての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）
	(8)金属くず	鉄くず、アルミくず等、不要となった金属金属の研磨くず、切削くず
	(9)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボード等 コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず等
	(10)鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石灰、各種溶鉱炉かす等
	(11)がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片等
	(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
※排出する業種等が限定されるもの	(13)紙くず	以下の業種から発生する紙くずに限る 建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 （注：これ以外の業種から発生する、コピー用紙等は事業系一般廃棄物）
	(14)木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類等 建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 （注：これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物） ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む） （注：木製パレットは、排出業者の業種限定はありません）
	(15)繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る 建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 （注：これ以外の業種から発生する、不要な天然繊維の衣服等は、事業系一般廃棄物）
	(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17)動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業、原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす等）
	(18)動物の糞尿	畜産農家から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等の糞尿
	(19)動物の死体	畜産農家から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等の死体
(20)汚泥のコンクリート固形化など(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの		

※ 上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系一般廃棄物

※ (14)②はすべての業種で産業廃棄物